

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第160号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年2月25日（水） 10時40分ごろ	
発生場所	高知県土佐市 白ノ鼻灯台から真方位114°700m付近 (概位 北緯33°25.7′ 東経133°28.2′)	
事故等調査の経過	平成21年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 鶴丸、2.0トン K03-18010（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ウォーターエース、5トン未満（長さ5.10m） 282-1435高知、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 右舷ブルワーク板に約30cmのき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが単独で乗り組み、白ノ鼻東南東方沖を約7.0ノットの対地速力で北進中、B船は、船長Bが単独で乗り組み、白ノ鼻灯台沖で、北北東を向いて錨泊中、平成21年2月25日10時40分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 両船とも自力航行可能で、浸水や油の流失はなかった。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、白ノ鼻東南東方沖を北進中、船長Aが見張りを行っていなかったため、B船の存在を認識していなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが大声を上げて釣り竿を振ったが、衝突を避けるための措置をとらなかったものと考えられる。
原因	本事故は、白ノ鼻東南東方沖において、A船が北進中、B船が錨泊中、A船が、適切な見張りを行わずに航行し、また、B船が、A船の接近に気付いたものの、衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	